# 平成29年第7回玉名市農業委員会総会議事録

平成29年7月5日(水)午後2時 玉名市役所4階 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番 永田 知博 2番 鶴田 克士 3番 清田 順次 4番 西畠めぐみ 5番 赤松 繁之 6番 横手 良弘 7番 井上 清晴 8番 松本 恒幸 9番 荒木 享二 10番 竹下 宏介 11番 志水 武保 浦谷 幸司 12番 13番 森川 正志 14番 下川 安 15番 平野 忠臣 16番 野澤 博幸 17番 髙根 政明 18番 取本 一則 19番 中嶋昭二 20番 斎藤 潔公 21番 田上 一 22番 小山久仁江 23番 中島 浩輔 24番 德井 勝美 25番 田上 敏正 26番 髙田 優子 27番 寺井 廣喜 28番 宇佐 勝則 29番 今上 公男 30番 平本 博 31番 永田 眞一 32番 出口 京子 33番 井本 義和 34番 尾池 秀實 35番 中村 頁 36番 丸山 陽治 37番 堀田 昌子

- 1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。
- 38番 村端 一弘
- 1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 村上 洋治 次長 小山 博 係長 西山 美和 主杳 渡邉布由紀 主任 大原 三和 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0 名

### 議題

- 第40号 農地の所有権移転許可申請について(3条許可分)
- 第41号 農地の使用貸借権設定許可申請について(3条許可分)
- 第42号 事業計画変更承認申請について(5条許可後)
- 第43号 農地の転用許可申請について(4条許可分)
- 第44号 農地の転用許可申請について(5条許可分)
- 第45号 農用地利用集積計画の決定について

# 報告

- 第20号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
- 第21号 農地の形状変更届について
- 第22号 許可書返納届について

### 1. 開 会

## 〇事務局長(村上洋治君)

みなさま、こんにちは。定刻午後2時となりましたので始めます。まずもって、先日6月26日付けで委員各位に発出しました本日の総会の招集通知でございますが、 当初の場所を玉名市民会館と記しておりました。委員各位には大変混乱を招いて御 迷惑をおかけいたしました。申し訳ございませんでした。

本日は、委員総数38名のうち、38番、村端委員から欠席の届出があっており、37名の御出席をいただいております。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから平成29年第7回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

----

# 2. 会長挨拶

- **〇事務局長(村上洋治君**) まず永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き会議 規則第4条の規定により議長をお願いして、議事の進行をお願いいたします。
- ○会長(永田知博君) 皆さん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。台風もわりとコンパクトに、そしてスピーディーに通り過ぎていってくれましたので、非常に喜んでいるところでございます。皆さんのお宅では被害などはございませんでしたか。

また、田植えのほうもほとんど終わったようにお見受けしておりますけれども、 大規模農家などは、昨日ちょっと台風で今日までかかりますというような声も聞い ておりますけれども、今日もなかなかすっきりした天気にはなっておりませんけれ ども、熱中症などに十分気を付けて作業にあたっていただきたいと思います。

また、今日議案に入ります前に、先月、井上委員のお母さんが亡くなられました ので、皆さんにひと言御挨拶をしたいということでございますので、おつなぎをい たします。

それから、今日から発言をされるときにはマイクをまわしますので、よろしくお 願いいたします。

- ○7番(井上清晴君) 先月の5月31日に母が90歳で亡くなりました。それで、会長の永田さんと副会長の鶴田委員さんにお参りいただきまして、どうもありがとうございました。
- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

それでは、早速でございますけど、議事に入ります。

本日は、議第40号より議第45号までの74件と、報告第20号より22号までの26件が提案されております。慎重なる御審議よろしくお願いいたします。

## 3. 議事録署名委員指名

○議長(永田知博君) 本日の議事録署名委員は、14番の下川委員と15番の平野委員にお願いいたします。

\_\_\_\_\_

#### 4. 議事

○議長(永田知博君) それでは、議事に入ります。議第40号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局長(村上洋治君) はい、議案1ページをお願いいたします。

議第40号、農地の所有権移転許可申請ついて。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成29年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番です。兵庫県明石市と河崎の申請人で、河崎の畑162㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

2番、中坂門田申請人で、山部田の田1,002㎡外1筆、計1,793㎡を従 兄弟へ贈与するものです。

3番、大阪府大阪市北区と両迫間の申請人で、下小田の畑549㎡を相手方の 要望と経営拡張により売買するものです。

4番、三ツ川の申請人で、三ツ川の田414㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

5番、横島町の申請人で、横島町横島の田175㎡を労力不足と経営拡張により売買するものです。

6番、福岡市糟屋郡新宮町と横島町の申請人で、立願寺の畑264㎡を労力不足と経営拡張による売買するものです。

7番、天水町の申請人で、天水町小天の畑84㎡を労力不足と経営拡張による 売買するものです。

以上7件、合計3,441㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止規 定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、 技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許 可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番より順次担当委員の説明をお願

いいたします。

まず1番、どうぞ。

○3番(清田順次君) 3番、清田でございます。1番の案件について御説明申し上げます。

譲渡人は兵庫県在住というふうなことでございます。譲受人は経営拡張というふうなことでございますので、何ら問題はございません。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、2番、どうぞ。

〇13番(森川正志君) 13番、森川です。

この案件の両者は従兄弟同士でありまして、下限面積も満たされており、許可相当と思います。以上です。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。 それでは、3番、どうぞ。

○14番(下川 安君) 14番の下川です。3番について説明をします。

この案件は、相手方の要望、それから経営拡張ということでの申請です。場所は 小田小学校の東側にある畑でありまして、この宅地とこの畑を合わせて所有権移転 をするということです。

譲受人は、水稲を3町とか野菜を作られている農家でありまして、許可後もここに野菜を作られるということで、問題はないのかなというふうに思います。以上です。

 O議長(永田知博君)
 はい、どうもありがとうございました。

 それでは、4番、どうぞ。

**○17番(髙根政明君)** 17番、髙根です。4番、説明します。

譲渡人は高齢の一人暮らしなんです。この地方は昔、養蚕とか何かも盛んだったんですけども、その関係で8反ほど農地を持っておられるということですが、そのようなことで労力不足、それから譲受人は経営拡張ということです。何ら問題はないものと思っております。以上です。

**〇議長(永田知博君)** はい、どうもありがとうございました。 それでは、5番、どうぞ。

**〇25番(田上敏正君)** 25番の田上です。5番の件について説明いたしたいと思います。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で、下限面積も問題なく、許可相当と思っております。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございます。

それでは、6番、どうぞ。

- ○27番(寺井廣喜君) 27番、寺井です。6番の案件について説明いたします。 譲渡人は労力不足です。譲受人は経営拡張ということでございます。経営面積も 十分ありますし、何ら問題ないと思われます。以上です。
- **〇議長(永田知博君)** はい、どうもありがとうございました。 それでは、7番、どうぞ。
- ○37番(堀田昌子君) 37番、堀田です。7番の案件について説明します。 譲渡人は高齢でもあり、労力不足です。譲受人は経営拡張です。特に問題はなく、 許可相当と判断します。以上です。
- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。担当委員の説明が終わりました。皆さんより御意見、御質問などはございませんでしょうか。はい、どうぞ。
- **〇13番(森川正志君)** 13番、森川です。

ちょっとお尋ねしますが、この6番の案件ですね、264㎡の案件で400万円 というのは、何かここでは経営拡張となっておりますけれども、何かほかのあれが あっとですかね。

- ○議長(永田知博君) それでは、担当の。
- ○係長(西山美和君) 事務局の西山ですけれども、ここの場所がバイパスの九看大の 入り口のちょうど交差点のところ、九看大に入る前のバイパスと立願寺から上って いくところの交差点のところで、大体がこの値段で取り引きをされているみたいで す。ここには栗を栽培しますという予定ですね。
- ○議長(永田知博君) 森川委員、よろしいですか。
- **〇13番(森川正志君)** はい、ありがとうございました。
- ○議長(永田知博君) ほかに御意見はございませんでしょうか。

(なしの声)

O議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に入ります。 議第40号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり許 可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第40号については、許可することに決定しました。 次に、議第41号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議 題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

# ○事務局長(村上洋治君) 議案3ページをお願いいたします。

申し訳ございません。説明の前に1カ所訂正のお知らせをさせていただきます。 議第41号の2番の案件でございますが、右のほうの契約期間の欄がございます。 これを平成29年7月5日から平成49年12月21日と記しておりますが、この 終期が正しくは12月31日までに訂正方よろしくお願いいたします。

以上、訂正してお詫び申し上げます。

それでは、議第41号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条 第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について、許可するものと する。平成29年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、兵庫県明石市と河崎の申請で、河崎の畑303㎡を労力不足と経営拡張のため、平成29年7月5日から5年間契約するものです。

2番、玉名の申請人で、玉名の畑449㎡外8筆、計3,332㎡を農業者年金 受給のため、平成29年7月5日から20年間契約するものです。

3番、横島町の申請人で、横島町横島の田500㎡外8筆、計13,253㎡を 農業者年金受給のため、平成29年7月5日から20年間契約するものです。

4番、天水町の申請人で、天水町立花の畑1,011㎡外5筆、計4,924㎡を 農業者年金受給のため、平成29年7月5日から10年間契約するものです。

以上4件、合計21,812㎡につきまして、農地法第3条第2項、各号の禁止 規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、 技術、地域との関係も問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可 要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議を お願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に担当委員の 説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○3番(清田順次君) はい、3番、清田でございます。

先ほどの議第40号1番と同じくで、許可相当でございます。以上です。

**〇議長(永田知博君)** はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番、どうぞ。

**〇14番(下川 安君)** 14番の下川です。

使用貸人と使用借人は親子でありまして、農業者年金受給のための使用貸借権の 再設定ということです。使用借人、ここに水稲と野菜を作付けされるということで あります。下限面積もクリアしておりますので、問題ないと思います。以上です。 ○議長(永田知博君) はい、ありがとうございます。 それでは、3番、どうぞ。

O29番(今上公男君) 29番、今上です。3番の案件について説明します。 使用貸人と借人は親子でありまして、農業者年金受給のためで、許可相当と判断 します。以上です。

〇議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。それでは、4番、どうぞ。

○33番(井本義和君) 33番、井本です。4番の案件について説明します。 この農業者年金の受給のためですけど、親子でありますので、何ら問題なく許可相当と思います。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問などはありませんでしょうか。(なしの声)

○議長(永田知博君) ほかに御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第41号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第41号については、許可することに決定しました。 次に、議第42号、農地法第5条農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(村上洋治君) 5ページをお願いいたします。

議第42号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について、意見決定するものとする。平成29年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番です。申請物件が岱明町大野下の畑344㎡外1筆、計666㎡で、当初貸住宅としての転用目的であったところ、住宅用地としては都合が悪いことが判明し、今回太陽光発電施設としての事業に変更するというもので、次の議第43号2番と関連がございます。

以上、1件、合計666㎡を御提案しております。

去る7月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議

をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。受付番号1番について、順次担当委員の説明をお願いいたします。1番どうぞ。

**〇22番(小山久仁江君)** 22番、小山です。1番の案件について説明します。

この案件は議第43号2番と関連しています。申請地は、大野下の大ソテツの近く、内野城という城跡一画であり、第3種農地で、付近は住宅地です。

申請地は私の自宅近くであり、時々その横を通るのですが、5月初めに太陽光発電のパネルが設置してあるのを見て、ちょっとびっくりして委員会に連絡をしました。申請人は、始末書に記載してあるように、昨年6月、借家2棟と建売住宅1棟の宅地転用ということで申請し認可されましたが、整地した際に地中から大量の墓石が出てきたので、宅地にすることは適切ではないと判断されて、太陽光発電に切り替えられたそうです。よろしく御審議のほどお願いします。以上です。

- **○議長(永田知博君)** ただいま担当委員の説明がありましたけれども、皆さんより御質問、御意見などはございませんでしょうか。
- ○20番(斎藤潔公君) 始末書が出とるそうですから始末書を読んでください。
- **○主事(笠原大志郎君)** − 1番の案件について始末書朗読 −
- 〇議長(永田知博君) 今の始末書についてはちょっと私どもも手落ちでございましたので、後手後手になりましたけれどもお詫びいたします。

ただいまの説明のとおりで、事業計画変更案について、何か皆さんよりほかに質問は。はい、どうぞ。

**○20番(斎藤潔公君)** 今、説明をされました中に墓跡のことが出てきましたので、 そのことについて事務局の方に要望もしたいと思っております。

ここは岱明町と築山地区を治めていた大野氏の内野城という城跡なんですね。大野氏はたくさんの館と城跡を持っておりまして、この後に出てくるもう一つあるんですが、そこもですし、今、ロッキーが建っている高岡も屋敷跡ですし、あっちこっちにあります。そして、岱明町の開田に日嶽というのがありまして、あそこが本城ということになっております。これが戦国時代にずっと築山と岱明町を治めておりまして、その一つが内野城なんです。その内野城のど真ん中なんですね。

土の中から大量の墓石が出てきたということでして、私はちょっとびっくりしたんですね。その墓石をどうしたんですかと聞いたら、ここを売った人がどこさんか持ってはってたということでしたからびっくりしたわけです。これは文化財をぶち壊しよっとじゃないかなあと思ってですね。ひょっとしたら大野氏の一族の墓ではないか、その墓石には刻まれているんじゃないかと思いまして、「何て書かれてお

りましたか」て聞いたんですけれども、「いや、そこまでは読んでおりません」ということでしたから、うやむやな形になってしまいました。この業者の方もそこが文化財であるということはよく知らなかった。だからもう自分たちは太陽光発電を造るために早く工事をしたいので、文化財うんぬんということはいっちょん考えんで工事を進めてしまったということをおっしゃっておった次第です。だから、大体こういうふうにして文化財は壊されていくわけですね。業者もよく知らないということで。

だから、私は、チェックする機関として、この農業委員会があるんじゃないかと思うとです。玉名市の教育委員会が発行した玉名市の遺跡地図というのがあります。ずっと前に発行されておりますし、私もそのコピーしたやつを持っております。私はそれをしっかり見て、足を運んでチェックしておりましたのですぐわかったわけです。ああここは城内なのに何で壊すんだろうなと思って。それが売った方の御先祖の墓ならば対して問題にはならないんですけど、これが大野氏の墓石ならばこれは大ごとですね。遺跡破壊ということになってしまいます。ですから、その辺チェックは、この農業委員会の係の方がしっかり遺跡地図を見られて、そういうのが出た場合にはしっかり審査すべきだと思っております。

以上、農業委員会のほうに要望です。

- ○議長(永田知博君) 斎藤委員、そういうときは一番よく御存じだけん、お宅のほうから直接でも文化課かなんかに話を持って行かれたら非常に良かったんじゃないかなと。そういう文化財を破壊してどうのこうのというよりも、やっぱり気づいた人が先に、そういうふうに行政なんかにお願いして調べてもらったらどうだったんでしょうかね。
- **○20番(斎藤潔公君)** 2日前に現地調査をして、私はそのことを聞いたわけです。 ですからもう壊した後にうんぬんということですから、話になりません。私はそう いうことは全く知らなかったわけですね。
- ○議長(永田知博君) 現地調査の時点では、もうその太陽光の材料を持ってきてあったです。
- **〇20番(斎藤潔公君)** もう作って、実際に稼動しておる。
- O議長(永田知博君) それはまたちょっとね、それはやっぱり注意せんといかんですね、そういうことでしたら。
- **〇20番(斎藤潔公君)** だから申請されたときにですね、そこを歴史遺跡のところかどうかは、遺跡地図を見ればわかることですから、その中でいろんなことが起きてるならば、そこを農業委員会で受付のときにチェックせんと、私たちにはわかりませんそれは。

- ○議長(永田知博君) はい、わかりました。ちょっと局長のほうから。
- ○18番(取本一則君) 18番、取本です。先ほど委員が今言われた墓石地図というか、玉名市にも例の遺跡の地図はありますよね。土木課だろうが耕地課だろうが、全部に配布してありますよね。特に工事する課なんかは、それがあるときは事前に試掘かなんかをしてするのが当然になっておるから、農業委員会にもその地図はもらってるんですか。ないならもらうようにしてください。

そしてね、今、築地立願寺線なんか、あそこをするときは、文化財調査をした後にあの道路ができてますけど、今、隣接地の家を建てる、あそこを転用して建てる人たちは、個人で今、文化財の調査をしよんなはっとですよ。個人の建物でんせなんとですけん。今あそこのセブンイレブンのところあたりとか、あの付近全部この間、マルキョウじゃなくて何かできたね、あそこあたり全部文化財調査されて、個人の小さい建物でも全部文化財調査をしなきゃいかん。だから、その包蔵地の地図を見ながらみんなやってるわけだから、農業委員会でもその地図がなければ文化課からでも取り寄せて、そして事前にそういう事故がないようにやっぱりしていかないかんと私は思いますけど、よろしくお願いします。

- **〇議長(永田知博君)** はい、どうもありがとうございました。 はい、どうぞ。
- ○17番(高根政明君) すみません、17番、髙根ですが、先ほど事務局が始末書を 朗読されたんですが、それがいつ出たかちょっとわからんですけども、その後です たいね、始末書が出た後墓石あたりが出たということで、担当課な、教育委員会か 文化課かな、その辺との協議が済んだのかがわからん。というのもね、公の場でこ ういう問題が出たんだから、ちょっとその辺は慎重に議決せんといかんて思うとで すよね、今後のために、何かあった場合がね。その辺は事務局としてどういう措置 をされたのかお尋ねしたい。以上。
- ○議長(永田知博君) はい、どうぞ。
- ○事務局長(村上洋治君) 事務局、村上です。現地調査の後の協議でございます。早速その日、担当者と当然所轄の文化課と協議はしております。こういった事実を粛々と実際今の段階では墓石はないと、処分してしまっていることも正直に言っております。結論は、それはいたしかたない、そういう文化課の判断ではございました。以上です。
- ○議長(永田知博君) 斎藤委員、今の事務局の説明のとおりであったようでございますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

今後やっぱりそういうことのないように、事前にもっとちゃんと綿密にチェック して、やっぱり許可をするべきであると思います。よろしゅうございますでしょう か。

はい、それでは、今の議第42号の1番について、採決に移ってよございますか。 それでは、一応これは、この議案は後に回します。

次に、議第43号の2番と関連しておりますので、43号、農地の転用許可申請 についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

# ○事務局長(村上洋治君) 6ページをお願いいたします。

議第43号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下 記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成29年7月5日提出、 玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が立願寺の畑795㎡で、転用目的は、当該申請地近くの保育所職員用24台分の貸駐車場です。

農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断して おります。

2番、申請物件が岱明町大野下の畑344㎡外1筆、計666㎡で、転用目的は 太陽光発電施設です。先ほどの議第42号1番の事業計画変更承認申請の案件の今 回5条許可申請分です。

農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断して おります。

7ページをお願いいたします。

3番、申請物件が横島町横島の田263㎡で、転用目的は農業用倉庫です。

農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、農業用施設の用に供する場合は、例外的に許可可能とするものです

4番、申請物件が横島町横島の田194㎡で、転用目的は個人住宅です。

農地区分は、同じく概ね10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と 判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、既存の施設の拡張ということで、例外的に許可可能とするものです。

以上、4件、合計1,918㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全て の項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提 案しております。

去る7月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議 をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

それでは、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番より順に担当委員の 説明をお願いいたします。

まず、1番、どうぞ。

- **○主事(笠原大志郎君)** − 1番の案件について始末書朗読 −
- 〇17番(高根政明君) ちょっと一つ質問、その前によかですか。 10年前ほど申請が宅地に申請をしてあるというふうなことなんだけど、このと き分筆をしてなかったということね。
- **○主事(笠原大志郎君)** いいえ、住宅を建てられた方は、もともと1筆だったそうなんですけど、そちらと分筆をしてから、(「分筆はしてあるわけね」と呼ぶ者あり)はい、してあります。(「わかった」と呼ぶ者あり)
- ○議長(永田知博君) それでは、1番、どうぞ。
- ○4番(西畠めぐみ君) 4番、西畠です1番の案件について説明します。

今、朗読がありました始末書のとおりなんですけども、申請地はスーパー栄屋の立願寺店の北側100mほどの第3種農地で、転用目的は、もともと介在地だったんですけども、貸駐車場の約24台分です。東と西と南側は住宅が建っておりまして、北に畑がありますが、擁壁があって、営農に支障はありません。下は砂利敷きで、雨水については自然浸透として、処理しきれない分は西側の側溝に流すとのことで、許可相当と判断します。以上です。

- 〇議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。 それでは、2番、どうぞ。
- ○22番(小山久仁江君) 22番、小山です。2番の案件について説明します。

この議案は、先ほどの議第42号と関連していて、転用目的は太陽光発電施設です。申請地の東西に家があるんですけど、その境界にはブロック塀が設置してあるのを現地調査で確認しており、土砂の流出等の被害はありません。北側はこの申請人が管理する分譲地です。雑排水は発生せず、雨水はパネルの南側に溜め枡を設置し、すぐそばの池に流します。

よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

- O議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。 それでは、3番、どうぞ。
- **〇27番(寺井廣喜君)** 27番、寺井です。事務局、始末書をお願いします。
- ○主事(笠原大志郎君) ─ 3番の案件について始末書朗読 ─
- **〇27番(寺井廣喜君)** 今、説明がありましたとおり、約50年前から農業用倉庫と して利用されていた土地です。子どもさんの代になったのを機に転用許可申請がで ております。場所は鶴上ガソリンスタンドの西側です。南側が道路、西側が用水路、

北側に排水路があります。雨水は自然浸透と流しきれない分につきましては北側の 排水路に放流していただきます。東側の境界にはブロックを積んで土砂の流出を防 止するそうです。

それから、申請人が全て地元には居住しておりませんが、農地を管理してもらっております親戚の方がいるということですので、この倉庫の管理もその方にお願いするとのことです。現地調査をした結果、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、4番、どうぞ。
- ○28番(宇佐勝則君) 28番、宇佐です。4番の件について説明します。
- **○主事(笠原大志郎君)** − 4番の案件について始末書朗読 −
- ○議長(永田知博君) はい、それでは4番、どうぞ。
- **〇28番(宇佐勝則君)** 今、事務局から説明がありましたとおりです。28番、宇佐です。4番の件について説明します。

今回の申請は、申請人が住宅増築をした際に増築部分が農地の一部であることが 判明し、農地法違反状態を解消するため申請したものです。本申請では、進入路な どに係るスペースなどを申請人が必要としており、その面積も必要最小限に留めて あります。申請人も農地法の無知によりしてしまったことに関して深く反省してお り、また、ほかに問題もみあたらないため、今回の申請に関しては許可相当である と判断しております。

- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、1番、2番、3番、4番、これはほとんど始末書絡みですね。
- ○6番(横手良弘君) 6番、横手ですけれども、今回の43号の案件に関しましては、 1号から4号まで全て事前着工といいますか、以前から建てられておるというのを、 始末書の中で今、聞きましたけれども、この中で、やはり私が思うのは、何で備考 の欄の着工が全て7月15日で、今日の現時点で建っているのに、何で7月15日 て書いてあっとかなあて、正直に何年の何月に建ててますというようなことは書か れんとですかね、これはどぎゃんなっとですか。
- 〇議長(永田知博君) 局長、どうぞ。
- **〇事務局長(村上洋治君)** はい、事務局、村上です。

十分御理解いたします。ただ、実際にこの無断転用している案件、建物が建っている案件、駐車場にしている案件、これは当然農地法4条、5条の違反になるんですけども、一つの取り扱いとして、先に、結論を言って恐縮なんですけども、5条許可なり4条許可なりの申請をさせた上で適法な状態に戻してやる、そういうのが

正直一般的なやり方だと思います。そういった申請の中に、当然事業計画書ということで、今からのプランニングを法定添付書類で付けさせますので、その関係で形式上といいますか、許可後の、許可日は今日の本日7月5日後の7月15日から何カ月なりの、いわば形式的な建築期間を示しているというのが現状です。

本来であれば委員御指摘のように、ここが空白なり、あるいは何年何月に着工済 みとか、そういったことに記すのも一つの方法ではなかろうかというふうに考えて いるのが現状です。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま横手委員からの御指摘もありましたけれども、一応これは1番、2番、 3番、4番まで、ほかに御意見、はい、髙根委員、どうぞ。

○17番(高根政明君) はい、17番、髙根です。始末書が読まれたわけですけれども、私が思うのには、例えば4番の個人住宅ですね、これは約28坪ぐらいあっとですけども、増築をされたということですが、これは建築確認を何㎡か以上は建築確認をとらにゃいかんと記憶しております。それでそのときですね、これは測量あたりもやられとっと思います。やられとるかどうかはわからんですよ、ここら辺の大工さんが建てられるかもわからん。

それで、こういうことは私はあって思うとですよ。この人は正直かと思うとですよ。こがんして出しなはってよかわけですね。いろいろな何といいますか、それぞれの理由ていうかな、その辺がですね、事情はですね。こがんとはしよんなかて思うとですよ。以上です。

- 〇議長(永田知博君) 局長、どうぞ。
- ○18番(取本一則君) 18番、取本ですが。この1番、2番、3番、4番は、今ここで2番を含めて許可とか不許可のあれを取るんですか。さっきは42号のほうでまだ詳しく。
- ○議長(永田知博君) これはまだ今、皆さんと協議中ですから、ここで採決をするせんは今からお互いに判断したらいいと思いますけど、42号にしましても今、これは一時保留しとるわけですから、どうしましょうか。
- **〇18番(取本一則君)** だから、1番、3番、4番をとって、これとこれはまた別に とるようにしたらどうですか。
- ○議長(永田知博君) この42号の1番と43号の2番については、ちょっとこれはまた後ほどにして、50年前からの倉庫、この辺は一応始末書のとおりで、やむを得んて思うわけですたいね。これはその当時、50年前、農地法どうこうで転用届を出してどうだろこうだろていって、自分の土地だから小屋ぐらいよかっじゃなか

かていう感じで多分してあるんだろうと思うわけですたいね。

こういう件については、やむを得ず了解するよりほかにはないと思いますけども、 この42号の1番と43号の2番は、これはどうしたらいいもんでしょうかね。

- **〇17番(高根政明君)** 17番、髙根ですけども、文化課が「そがんならしよんなかたい」と言われたということですので、その辺を文化課を呼んでいただいてお聞きするならどがんですか。先が見えとっとじゃなかかな。呼べる、局長。そんならしよんなかたいじゃちょっと私たちも納得できんて思うよ。
- **〇事務局長(村上洋治君)** 事務局、村上です。もちろん仕方ない、その言葉の言い方はちょっとあれかと思いますけども、趣旨が仕方ないということで言ったんですけども、そしたら、すぐこの場で。
- **〇17番(高根政明君)** あとでもよかばってんたいな、終わってしもたってよかばってんたい、だけんその辺の文化課も準備があろうけんですね、その辺な納得して採決ばしたがよはなかかなて思うわけね、後々のために、以上です。
- ○議長(永田知博君) 実際言うてですよ、やっぱり文化財的なところをですよ、むやみやたらに取り壊してしもて処分してしもて、あと転用のその転用はしとっとだけんよかたいて、勝手に事業を変えるというのは、やっぱりいかがなものかというのは、やっぱりひと言言いたいのは言いたいですもんね、やっぱり、そのまま、はいはい、もうしょうがなかですたいていうわけにはいかんと思うですたいね。
- **〇17番(高根政明君)** 墓地も個人の墓地とかいろいろあっと思うとですよ。先ほど、 ここは何か文化財的な墓地かもわからんばってんですね。
- ○議長(永田知博君) はい、どうぞ。
- **〇事務局長(村上洋治君)** 事務局、村上です。ちょっと参考までに事実確認をしておきます。

まず、今回事業計画変更承認申請が出ておりますが、当然これは去年が同じく6月6日でこの物件、貸住宅としてのそこの土地の転用事業を、まず残念ながらといいますか、ちょっとここの農業委員会の総会でも1回許可した案件です。本人、申請人にとっては、その辺の1回許可をとったから、次は極端に言えば、貸住宅が建設に都合が悪くなったので、太陽光発電をしてもいいのかなと、ちょっと勘違いされた面はあると思います。くれぐれも1回、去年5条許可は取ってあります。

それともう1点、今回墓石が出てきた。私も今回、詳しい去年の許可のことはちょっと存じません。ちょっと4月にまいりまして。初めて斎藤委員と同じく、この前の現地調査のとき初めて、何か墓石が出てきたんですよという話を聞いてちょっとびっくりしたとこでもありますが、実はその墓石が出てきた場所というのは、この大野下のこの2筆の畑の隣の雑種地か、そっちのほうだというふうに代書人から

お聞きはしております。以上です。

もちろん事業としては、隣の雑種地とここの畑の2筆、一体的な事業としてはあったんですけども、実際出てきた部分が、良いの悪いのか隣の宅地の部分からは出てきたと。ここの2筆の畑のところから出てきているようではないようです。

- ○18番(取本一則君) 18番、取本ですが、今後私たちも気を付けて、そういうのが出てきたら、この農業委員会の総会前に事務局に、ここは文化財はかぶっとらんとかいたとか、大丈夫なとかいうことば聞きます、先に、そして、よかですと言われたなら私たちもスタートしますから、事務局もそこらあたりぴしゃっと研究しとってください。スタート前に聞きます。
- ○事務局長(村上洋治君) 事務局、村上です。念のため申し添えますけども、これは当然、文化財に限らず農地転用許可をするにあたっては、他法令の許可の見込み、ほかの法例の許可の見込みですね、これは重要な許可の基準にはなっております。当然建築確認は下りるのか、開発許可は下りるのか、いろんなかなりの数の法律がございます。正直なところ私も文化財関係のほうでの審査までは、正直に申し上げてそこまでその意識の中では高くは持っておりませんでした。ただ、確かに斎藤委員がお示しになったように、遺跡の地図を十分、今後許可申請がありましたならば当然、事務方としても審査はしていきます。以上です。
- ○議長(永田知博君) それでは、今の第42号、第43号については、後ほど採決に 入るとして、第44号をただいまより協議したいと思います。

それでは、議第44号、農地法第5条農地の転用許可申請についてを議題といた します。

第44号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(村上洋治君) はい、議案8ページをお願いいたします。

議第44号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下 記農地の転用許可申請について、意見決定するものとする。平成29年7月5日提 出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岩崎の田141㎡外2筆、計1,946㎡で、転用目的は一時 転用としての選挙事務所用プレハブ3棟及び駐車場50台分の申請です。農地区分 は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が小野尻の田 6 6 9 ㎡で、転用目的は農機具販売業を営む申請者の業務拡張に伴う倉庫としての申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が玉名の田330㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、

概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。 第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の 日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可 能とするものです。

9ページをお願いいたします。

4番、申請物件が玉名の田330㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね1ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断し、ただいまの8ページ3番の案件と同じく、集落に接続して設置されるということで、例外的に許可可能とするものです。

5番、申請物件が玉名の田431㎡外1筆、計799㎡で、転用目的は申請地近くの中学校の職員用20台分の一時転用としての駐車場です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種のうちは原則不許可となるところですが、一時的な利用に供する場合、いわゆる一時転用として例外的に許可可能とするものです。

6番、申請物件が岱明町下前原の田334㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活条必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可可能とするものです。

7番、申請物件が岱明町高道の畑659㎡外1筆、計1,293㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町浜田の畑267㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断をしております。

9番、申請物件が横島町横島の田407㎡外3筆、計3,021㎡で、転用目的は、土木業を営む申請者の業務拡張に伴う露天資材置場及び駐車場で、採石・山砂及びブルドーザー等の重機等を置く計画となっております。農地区分は、玉名市役所横島支所から概ね500mの位置に所在する農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上9件、合計8,989㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る7月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議 をお願いいたします。

- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 ただいま事務局の説明が終わりました。受付番号1番から順次担当委員の説明を お願いいたします。1番、どうぞ。
- ○3番(清田順次君) 3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。場所は玉名警察署の南側というふうなことで、現状は雑草が植わっとるというふうな状況で、数年前に形状変更をしてあるというふうな場所でございます。選挙事務所というふうなことで、8坪のタイプのプレハブを3棟と、それから駐車場が50台というふうな設置というふうなことでございます。現地調査の結果も何ら問題ないというふうなことで、許可相当と認めます。以上です。
- ○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。 それでは、2番、どうぞ。
- ○10番(竹下宏介君) 10番、竹下です。2番の案件については、譲受人は農業用機械販売業であり、今回申請地に倉庫並びに一部従業員の駐車場として利用するものです。雨水については側溝に集積し、東側に排水します。被害防除計画では、先に周囲にブロック塀を設置し、流出防止に努めます。周辺の状況については、東側は排水路、西側は宅地となっています。南側は申請人所有の土地であり、同時に使用するため支障はないものと思います。北側は他人所有の農地となっていますが、境にはブロック塀を新設し、土砂の流出を防ぐ措置を行います。営農条件には支障はないものと思われます。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。
- ○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。 それでは、3番、どうぞ。
- ○14番(下川 安君) 14番の下川です。3番と4番については同じ場所でありまして、目的も個人住宅ということで、一緒に説明させていただきます。

3番は木造の2階、4番は木造の平屋を建てるということです。申請地は玉名高等就業訓練所北側にありまして、農地区分としては第1種農地ということで、原則不許可なんですけれども、集落に隣接して建てられる個人住宅ということで、不許可の例外ということになろうかと思います。

土地の形状は、北側と東側は道路、南側は農地改良等をしてありまして、ブロック塀がしてありまして、転用しても農地への影響がないような改良した農地となっています。給水は上水道を使用、排水は合併浄化槽を造って処理して、道路の側溝に流すということです。雨水は地下浸透という計画になっておりまして、現地調査の結果、問題ないのかなというふうに思います。

それから、5番ですけども、これは玉陵小学校建設に伴う玉陵小学校の職員駐車 場確保のための市からの一時転用の申請です。現在、玉陵小学校を新築工事、それ から中学校の改修工事を行っていますけども、中学校の職員用駐車場と小学校の通 路等々に整備をしてるところなので、敷地内に今ある中学校の先生たちの駐車場の 確保が難しいということで、臨時駐車場をということで、一時転用の今回の申請が 出ています。10カ月の一時転用ということです。駐車場の台数を20台、雨水に ついては地下浸透ということで、現地調査の結果、問題ないというふうに思います。 以上です。

- O議長(永田知博君)
   はい、どうもありがとうございました。

   それでは、6番、どうぞ。
- **○21番(田上 一君)** 21番、田上です。6番の案件を説明します。

この案件は6月にも説明いたしました。譲渡人の岱明町下前原東869番地2の土地を3区画に分譲しておられる分の残りの1区画です。譲渡人の会社員が個人住宅を建設されるものです。事業面積は334㎡、建築面積が111.79㎡で、給水は市水、生活雑排水などは合併浄化槽を通じて北側道路の側溝に放流する計画だそうです。また、雨水は溜め枡を設けて北側側溝に放流するそうです。被害防除計画としては、南と北は道路になっているし、東と西は境目にブロック塀を設けるそうですから、何も近隣に迷惑をかけることはなく、問題はないと思い、許可相当と判断しました。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番、8番は同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

**〇23番(中島浩輔君)** 23番、中島です。7番の案件について説明いたします。

ここは農用地区域外の第2種農地でございます。譲受人は太陽光発電の設置を計画されております。東側には同じく3年前ほどにも太陽光発電ということで設けてあります。北側と南側は隣接は畑です。西側には住宅が半分ほど接して、あと半分は水田です。ここの隣接地との高低差はごくわずかなもので、周囲には有刺鉄線かな、それでずっと周囲を囲んであります。雨水については自然に浸透をさせる予定だそうです。施工には支柱を埋めて固定し、セメント類は使用しないということです。何ら問題ないものと思います。

8番の案件について説明いたします。

これも農用地区域外の第3種農地です。譲受人は木造の平屋建ての個人住宅及び 自家用車を停める駐車場を計画されております。東側は市道で北側には共同用の道 路があり、西側は畑で、南側は住宅があります。西側には住宅があるんですけど、 もう1枚分譲してある土地があるんですけど、そこも将来には家が建つだろうという空き地が一つありますけど、それを含めて共同道路が設けるように計画されております。生活雑排水、汚水は、東側の市道の下水道へ接続し、及び給水は同じく市道の上水道を利用させてもらうということです。雨水については枡等を作り市道の側溝へ流し、一部は自然浸透ということです。

これも何も問題ないものと思います。以上です。

- **〇議長(永田知博君)** はい、どうもありがとうございました。 それでは、9番、どうぞ。
- **〇29番(今上公男君)** 29番、今上です。9番の案件について説明します。

申請者は土木業を営む法人で、申請地は玉名市役所横島支所から北東へ約500m、国道501号線沿いにある農地です。申請者はこの農地を資材置場として転用し、自身の営む土木業に必要な採石・山砂・コンクリート、2次製品及び建設重機や運搬車置場にする計画です。

申請地は、面積や立地において申請者の要望を満たしており、現地調査を行った結果も何ら問題ないことから、本件については許可相当と判断します。以上です。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんで しょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 何もないようでございますので、採決に移ります。議第44号、 農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定する ことに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第44号については、許可相当と意見決定することに 決定しました。

次に、議第45号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。

**〇事務局長(村上洋治君)** 11ページをお願いいたします。

議第45号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第1 8条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成 29年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

次の12ページから13ページまでの総括表及び14ページから17ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は、所有権移転が6件、9,852㎡、利用権設定が43件160,823㎡、合計49件、170,675㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。よろしく御審議をお願いいたします。

**〇議長(永田知博君)** はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。 議第45号、農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議 のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第45号については、原案どおり決定しました。

----

### 3. 報告

- ○議長(永田知博君) 次に、報告第20、21、22号について、事務局より説明を お願いいたします。
- ○事務局長(村上洋治君) 18ページをお願いいたします。

報告第20号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成29年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は、18ページから 23ページまでの 20件、合計 64, 176 ㎡の解約通知を受理をしております。

続きまして、24ページをお願いいたします。

報告第21号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成29年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は24ページ、25ページの4件、合計5,877.67㎡の届出を受理しております。

最後に、26ページをお願いいたします。

報告第22号、許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出があったので報告します。平成29年7月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は2件、いずれも5条許可書返納届出があっております。以上、報告を終わります。

- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、先ほどの42号、43号について、笠原君、何か。
- **〇主事(笠原大志郎君)** 現地調査の後に聴き取り調査とさせていただいた文化課の方に来ていただいてますので、ちょっと御説明をお願いします。
- **○文化課主査(蓋父雅史君)** こんにちは。文化課の**蓋**父といいます。よろしくお願い します。

7月3日に担当職員のほうから、畑の中から墓石のようなものが出てきたということを聞きまして、昨日台風が過ぎた後に現地を見に行きました。ここは下村城跡というお城跡に、鎌倉室町時代のお城跡ということになってるんですけども、現地を見た結果、そこに文化財と相当させた昔の墓石があったとかいうことではなくて、畑をならしてるときに何か石が出てきて、それを処分されたということだったんですけども、もともと指定文化財になってるようなものが壊されたということではありませんでしたので、特に文化財保護的な法的な問題はなかったとは思われます。

- ○議長(永田知博君) 墓石の量はどのぐらい出たんですか。
- **〇18番(取本一則君)** 今、説明聞きましたけど、そこはその土地は、その地域は、 文化財のその大野なんとかということで、指定された区域には入ってるんですか。
- **○文化課主査**(**養父雅史君**) 区域には入ってます。
- **〇18番(取本一則君)** いいですか、ということはそこを、ちょっともうちょっと上を剥いで、剥いでいろいろすれば下のほうから出る可能性はあるわけですか。
- **○文化課主査**(**養父雅史君**) 可能性はあると思います。今後、例えばそこに家を建てるとか、あと工事のときに文化財保護法の届出というのがあって、それを今後出していただく予定で、その届けを出してもらった後は、工事の内容によって文化財調査も出てくるかもしれません。
- ○18番(取本一則君) もう一ついいですか、参考のため、よく文化課あたりは、遺構を傷つけなければ、何らかの形で傷つけなければ、永久的にそこを埋めてしまって、将来そこらあたりを調査することができないような構造物を建てるときは、調査をしなさいということだったけど、簡易的に盛土とか、下をカットしないで盛土とかなんとかするときは遺構調査は必要ないんですか。
- **○文化課主査**(**養父雅史君**) 工事の内容が遺跡まで届かないような、例えば50cm掘ったら遺跡が出るようなところじゃなくて、また基礎が浅くて30cmしか掘らないとか、遺跡の出る現場で掘削がなければ、特に調査とかは必要ないと思います。
- **〇18番(取本一則君)** もう一つ、じゃあそこを家を建てるときに、普通基礎をちょっと掘って基礎をしたりなんか家を建てるとしますよね。そうじゃなくて、少し盛土をして家を建てるんだったら調査しなくていいの。

- ○文化課主査(養父雅史君) 盛土も一応県の基準では、2m以上盛土する場合は調査対象となってますけど、それは道路とか広い大型店舗とか、今、駅前周辺とかそういったところは、2m以上盛土する場合は調査対象になってます。
- **〇18番(取本一則君)** では傷つけずに上に50 cmぐらいとか、1 mから50 cmぐら い盛土して建てる場合は0 K。
- **○文化課主査(養父雅史君)** ええ、個人住宅とかで、例えば今の田んぼの面から1 m 盛るとか、それだったらほとんど問題ないです。
- ○18番(取本一則君) じゃあカットしなければいいんですね。
- 〇文化課主査(養父雅史君) はい。
- ○18番(取本一則君) はい、わかりました。
- **〇17番(高根政明君)** ちょっと会長よかですか。蜑父さん、確認ばってんたい、確 約書をもらうということね。もしも調査せなんとはうっくざしてからしますよと、 さっき言うた。
- **○文化課主査**(**養父雅史君**) 調査する場合ですか。
- **〇17番(高根政明君)** もしも調査をすることになったら、今、建ってる太陽光をうっぱらって調査をしますよと。もしも調査をすることになれば、そがんでしょう、そこの所有者と確約書を交わすと、了解。
- **〇議長(永田知博君)** 今の説明でおわかりいただけましたでしょうか。

ほかに何か聞きたいことはございませんでしょうか。

それでは、議第42号と43号の2番、併せて、ほかもこれは採決とってないけれども、まず、第42号の1番について、ほかには何か御質問、御意見はないでしょうかね。

#### (なしの声)

○議長(永田知博君) それでは、議第42号、農地法第5条、農地点用許可後の事業 計画変更承認申請について。原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお 願いいたします。

### (全員 举手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

それでは、議第43号、1番、2番、3番、4番、これは始末書絡みの案件でございますけれども、これも許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

#### (全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

議第42号、43号と御承認をいただきました。許可することに決定いたしました。

### 4. その他

○議長(永田知博君) それでは、今日お諮りいたしました議案審議、全て以上をもちまして議案審議の報告を終わりたいと思います。

その他について、どうぞ清田委員、どうぞ。

- ○3番(清田順次君) 3番、清田でございます。先ほどの43号の1番、介在農地で本人は10年近く税金を払ってるというふうなことで、この税金の返納はあっとですかこれは。適法にするために申請をさしたっですよね。それで介在農地というふうなことで、税金ば見せなはったですもんね、固定資産税台帳ば。857-2番ですたいね、これは税金ば間違いなく払うてあるもん。それで適法にするために申請をまたしなはったというふうな中で、本人いわく10年近くは固定資産税ば払うとらすわけたい。それで、これは適法にするために届けば出して、税金な10年もおっとられてですよ、これは不公平だろうと思うて、何とかならんとだろうかて思うて。
- ○事務局長(村上洋治君) 事務局、村上です。十分御事情はわかります。ただこれは担当者が税務課のほうに調査しましたところ、現状がこの農地は10年前に分筆されて、娘さんが隣に家を建てられた、そこの隣の本申請物件は、進入路のところがまずコンクリート敷きだったということです。それと南西側でしょうか、端っこのほうに、当時の話でしょうけど小さな農業用倉庫があったそうです、税務課によると。ということで、本来の宅地並み課税の額から比べて、約20%ぐらいの税額でずっと10年間かけてあるそうです。本来の宅地の税金に比べて20%ぐらいということです。私が推測するに、そういうことで適正にかけて課税してあると思いますので、5年にさかのぼって還付とか、そういうのは発生しないのかなとは私は推測いたします。以上です。
- ○議長(永田知博君) 清田委員、よろしいですか。
- ○3番(清田順次君) はいはい、よかです。
- ○議長(永田知博君) 議案のほうは終了しましたけれども、局長からひと言、ひと言というか何かあるそうですのでおつなぎいたします。
- ○事務局長(村上洋治君) 閉会前のその他の案件ということで、委員各位にお願いが 一つございます。

農地法の第3条2項第5号の件です。ピンとこられる方もいらっしゃるかと思いますが、これは50aの下限面積の要件ですね。農地は、経営面積がその世帯でその農地を取得する面積も、申請面積も含めて、取得後の面積が50aに満たないときは、そもそもこの3条許可はできないと、もう十分皆さん御案内だろうと思いま

すけども、この50 a という基準は、農地法の3条2項5号にピシッとうたってあります。北海道の場合は確か2町ぐらいだったと思います。ほかの都府県では50 a、しかしながら、今のこの社会状況の中、各農業委員会でこの50 a を緩和していいよというのが政令でうたってあります。

実際県内を見てみますと、市でいきますと、14市のうちの実は10市ほどは、40aなり30aなり、あるいは10aとかにこの下限面積自体を下げているんですね。まだ50aのまんまでいっているのが、熊本市と合志市と阿蘇市、あと本市ということになります。

実はこの50aというのが、あるいは下げたところは、その40aとか30aとか、その下限面積の数字が果たして適正かどうか、毎年この農業委員会は協議、審査することになっております。毎年1回はできれば総会で審議するようにという国からの通知がでております。

早速なんですけれども、別にこの場でその50 a が適正かどうか審議していただくわけではございませんで、やはりお願いしたいのは、やはり地元の農業者の皆さん、地元の農業者とかあるいは関係者もいろいろあるかと思いますが、こういった方から、果たしてこの5反要件というお話がたまにもしかしたら聞かれるかと思います。5反持たんと農地は買われんとだろうというような。正確に言いますと、5反持たんでも取得後の農地が5反満たしとけばいいんですけども、もしそういった地元のお話とかあれば、これまたこの場でということじゃなくて、ぜひ来月の総会ぐらいまで、来月の総会の場でもいいですし、また、その前でも事務局のほうにまで御連絡、お話をいただければ、農業委員会として50 a が適正かどうか、今年1年ぐらいかけて考える、地元の声としての重要な材料になるかとも思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長(永田知博君) それでは、もう一つ皆さんにおつなぎをしときます。耕作放棄 地や遊休農地、あるいは畑、果樹園、雑種地などで、キウイを栽培してやりたいと いう要望がきとるわけです。それで、規模が2ha以上という希望でございまして、 1筆でじゃないんですよ。それで、そういうふうな農地があれば、ぜひ農業委員会 事務局のほうまでおつなぎいただければ幸いだと思っております。

ここにですね、いろいろここの会社が、いろいろ事業はやっておられるようでございます。そこの一つのキウイ事業部ということで、農地を探しておられるようでございます。これは九州・山口県、この辺を中心に探しておられるようでございますので、もしそういう農地がありましたときは、情報をお願いしたいと思います。

- O18番(取本一則君) それは2 haまとまってですか。
- ○議長(永田知博君) いやいや、どっちみち1筆で2haならなかなか難しかけんです

ね

- **〇18番(取本一則君)** ならあっちこっちでよかっですか。
- ○議長(永田知博君) ある程度まではいいんじゃないですか。
- ○18番(取本一則君) それは何をされるとですか。
- 〇議長(永田知博君) キウイ。
- **〇18番(取本一則君)** キウイだったら田ん中のど真ん中じゃいかんですよ。
- ○議長(永田知博君) それでそういうあれも書いてあっとですよ。水はけの悪い水田 あたりはいかんと思うですね。それで、できるだけ樹園地。
- **〇18番(取本一則君)** 果樹でみかん園をやめなはったごたっとことかそがんとこが よかですね。
- ○議長(永田知博君) そういうとこは最適だろうと思います。
- **〇18番(取本一則君)**) 三ツ川とかあっちん方はよかかもしれんな。
- ○議長(永田知博君) それで一応情報をいただいて、向こうが現地に見に来て、これはぜひ買いたいとか、そういうふうな希望があれば御案内したいと、そういうふうに進んでいくと思いますので、良い情報がありましたらよろしくお願いしときます。中島委員、どうぞ。
- **〇23番(中島浩輔君)** すみません、その栽培方法は自然栽培になっとですか。栽培 方法は一応何か手を入れる、作業は手を入れるけど、自然のハウスとかそういうや つなのか自然なのか。
- ○議長(永田知博君) いや、ハウスじゃないでしょう。
- 〇23番(中島浩輔君) 露天で。
- ○議長(永田知博君) 露天だろうと思います。売買でも賃貸でも両方いいそうです。
- ○17番(高根政明君) ちょっと会長、17番、髙根ですが、先ほど局長のほうから、 耕作面積の50 a が緩和になったと、法律が変わったということ、法律じゃなか、 各農業委員会で改定していいということらしいんですが、これは何年からそがんなったですか。私は初めて聞いたですが、いつからそういう制度ができたんですか。
- ○事務局長(村上洋治君) 事務局、村上です。農地法制定はそもそも昭和27年ですけども、少なくとも平成21年の段階では、各農業委員会で決定していいよというふうにはなったかと記憶はしております。
- **〇17番(高根政明君)** 前局長はいっちょん言わんだったけんな。田舎あたりじゃ喜びなっと思うですよたいがい、農地を維持するための制度と思うとですけどね。
- ○18番(取本一則君) 18番ですけど、これは何べんか言いよったですよねここで、もう3反ぐらいにせんやとか、そっでなからな、ちょっとしたよそから帰ってきて、いっぺんに5反もしきらんと。だけん1反か2反、まあ精一杯3反ぐらいならよか

ろばってんという話で、5 反せんならわからんばいて言うとしゃがやっぱり尻込み さす。

そうなるとね、今度許可をとらずにヤミで作っとんおっとたい2反ばっかりな、 黙って作りよらすと。そるけん本来なら2反なら2反、3反なら3反て決めてやっ たほうが、堂々と作られるけんよかっじゃなかろかということで、大分前から局長 に前から話はしよったっですよ。

ばってん他市の状況も調べてとか、県内も調べてという話で、事務局はそうやって言われとるだけで、事務局から、今日局長からそうやって言われたということは、 話がスムーズに進むのかなあと今後は思います。よろしくお願いします。

○事務局長(村上洋治君) 事務局、村上です。はい、ここでくれぐれも1年に1回できれば審査するようにと、協議するようにということになっておりますけども、これは今月、来月、くれぐれも急いで決めるものじゃなくて、ここ1年間じっくり時間をかけて、取本委員がおっしゃったように、いろんな状況を考えて面積は設定すべきものだと思います。

一番喫緊の課題でありますのが、今、不動産業者とか結構空き家とセットで、空き家があって、その前に小さい農地があると、これをセットで売りに出すケースが非常にあるんですよね。去年も確かそういった案件が3条許可、前の農地の部分だけを3条許可、今年も、先ほどありましたね、下小田の下川委員が説明された案件も、これも家とセットで売り出されているような案件です。

特に荒尾市とか近隣の市では、この空き家とセットものの農地、これが特に定住促進、よそから入ってきて、小さい家の前の10aにも満たない何畝かの農地を経営しながら、そこに定住したいというような、どぎゃんすればよかっだろかと、しかし、下限面積は30aなりあると、ここで一層のこと下げようかとか、そういった議論が県内でも散見されているようです。そういったことで、くれぐれもここはじっくり材料を集めて決めていきたいと思います。ぜひそういった下げてもどうだろうかというお話をですね、くれぐれも農業者の人とか関係者から聞かれたら、その情報をお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

----

#### 5. 閉 会

お疲れさまでした。

○議長(永田知博君) それでは、長時間にわたりまして大変ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の農業委員総会を閉会いたします。

------

閉 会 午後3時43分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成29年7月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農業委員 下川安

農業委員 平野 忠臣